

令和6年度大田区特定保健指導業務委託プロポーザルに関する質問への回答

	質問	回答
1	面接会場について、貴区がご用意される会場はあるでしょうか。	面接会場の用意は、すべて受託業者に行っていただきますので、区で会場を手配することはありません。区の施設を使用することは可能ですので、該当施設の予約方法を確認の上、予約手続きをしてください。
2	昨年の会場名と月ごとの開催日数をご教示ください。	馬込区民センター、池上会館、大森東地域センター、萩中集会所、洗足区民センター、大田文化の森、大田区民プラザ、嶺町集会所、大田区産業プラザ Pio、消費者生活センター、山王会館、矢口区民センターです。 1 期間につき、4 地域健康課管轄エリアごとに最低 1 か所の会場の確保が必要です。 開催日数は、毎月 10 日程度です。
3	「アウトカム評価とプロセス評価を合計し、180 ポイント以上実施」とございますが、どちらか一方のみでも問題ないでしょうか。	問題ございません。
4	対象者データの受け渡し方法についてご教示ください。	CD-R を対面で引き渡す形となります。
5	利用券について、指定のフォーマット等がありますでしょうか。	利用券のデザイン・サイズについては、受託業者仕様でお願いいたします。 参考に、昨年度の利用券を添付いたします。

6	<p>利用券について、送付状として使用できるものでもよろしいでしょうか。</p>	<p>問題ございません。</p>
7	<p>業務の一部を再委託することは可能でしょうか。</p>	<p>再委託をする場合は、再委託申請の手続きが必要になりますので事前にご連絡いただきますようお願いいたします。また、内容によっては再委託ができない可能性もありますので、ご了承ください。</p>
8	<p>利用勧奨の実施にあたっての決まりはございますか。</p>	<p>特に時期・期限など決まりは設けておりません。</p>
9	<p>前年度の委託金額及び、今年の予算上限額をご教示ください。</p>	<p>令和5年度契約金額は17,543,900円、今年度予算はあくまで参考程度になりますが、15,300,000円を見込んでおります。</p>
10	<p>面談会場の用意は必須でしょうか。また、面談時間について、対面面談も夜間必須となりますでしょうか。</p>	<p>面談会場の用意は必須です。また、夜間の面談についてもご対応いただきますようお願いいたします。</p>
11	<p>他自治体との比較について、比較対象となる自治体名は特定できぬよう伏せさせていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>伏せていただいて構いません。</p>

12	昨年度の実施人数をご教示ください。	<p>現時点で確定している人数になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対面での面談件数 380 件 ・ 自宅訪問した件数 6 件 ・ 情報通信機器を使用した面談件数 95 件 ・ 重症域電話勧奨レベルの人数 159 人
13	利用勧奨架電による、利用増加人数をご教示ください。	<p>勧奨電話対象者 2,352 人のうち、勧奨電話での参加者数は 86 人となっております。(令和 6 年 6 月 9 日現在)</p>
14	業務実施状況等の調査について、パソコンのファイルサーバーまで確認することになりますでしょうか。	<p>必要に応じて調査を実施したり、報告を上げていただく可能性があります。</p>

この通知は、「令和5年度大田区特定健康診査」または「令和5年度人間ドック受診助成」をご利用された方の中で、特定保健指導に該当された方に送付しています。

特定健診または人間ドックの受診結果からあなただけの生活習慣改善方法をアドバイスします。ご利用は無料です。

ぜひこの機会にお申込み下さい。

特定保健指導利用券

年（令和 年）月 日 交付

利用券整理番号	
受診券整理番号	
氏名	
性別	
生年月日	

有効期限	
------	--

特定保健指導区分	
自己負担額	円

保 険 者 等	所在地	東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
	電話番号	03-5744-1393
	保険者番号	00138115
	名称	大田区

注 意 事 項

1. 特定保健指導を利用するときには、この券と大田区国民健康保険被保険者証を初回面談担当者に提出してください。
※どちらか一方だけでは利用できません。
2. 医療機関に受診中の場合、主治医に特定保健指導を受けてもよいかどうかを確認してください。
3. 特定保健指導は利用券に記載してある有効期限内に利用してください。
4. 特定保健指導の実施結果は保険者等において保存し、必要に応じ、次年度以降の保健指導などに活用しますので、ご了承の上、ご利用ください。
5. 保健指導結果のデータファイルは、国保連合会等で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され部分的に提出されますので、ご了承の上、ご利用ください。
6. 大田区国民健康保険被保険者の資格が無くなったときは、お申込みができません。
7. 不正にこの券を利用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。
8. この券の記載事項に変更があった場合は、すぐに健康づくり課(TEL 03-5744-1265)に連絡してください。